6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金　免除
イ　契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者がした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　手続きにおける交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⑺　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札で行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⑻　技術提案等の履行確実性の審査　本業務の予定価格が100万円を超える場合は、どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、技術提案書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る）のヒアリングを実施する場合がある。また、当該ヒアリングに際して追加資料の提出を求める場合がある。
⑼　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ITO Hironobu Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Navigation security information management duties with the construction, Port of Kobe
⑷　Time-limit to express interests : 14 : 00 18 January 2021
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 14 : 00　10 March 2021
⑹　Contact point for documentation relating to the proposals : Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。
令和２年12月21日
西日本高速道路株式会社　四国支社
支社長　野口　和也
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　37
○第23号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　令和２年度　松山自動車道　伊予地区水文調査
⑶　業務箇所
自）愛媛県伊予市双海町
至）愛媛県伊予市三秋
⑷　業務内容　本業務は、松山自動車道（伊予ＩＣ～内子五十崎ＩＣ間）付加車線事業において水文調査及び動態観測を実施する業務である。
⑸　履行期間　420日間
⑹　本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。
なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
2　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格
①　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
②　西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格（地質・土質調査）の認定を受けている者であること。
③　参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域３」において、入札参加資格停止を受けていないこと。
④　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑤　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
１）以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
２）以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
㈣　組合の理事
㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者
Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
３）以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係
Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
Ⅱ）その他上記１）又は２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
⑵　入札参加者を選定するための基準
調査等契約事務処理要領（平成20年要領第42号）第12条に規定する調査等請負契約標準指名基準による。なお、同基準中の「当該調査における技術的適性」については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
3　入札手続等
⑴　担当部署　西日本高速道路株式会社　四国支社　総務企画部　経理課　課長代理　末次　恵　〒760―0065 香川県高松市朝日町４－１－３　電話087―825―1886
⑵　入札説明書の交付期間及び方法
①　期間：令和２年12月21日（月）から令和３年１月13日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和２年12月29日から令和３年１月３日）を除く）。